

除染特別地域等における沢水等モニタリングの測定結果について (平成 29 年 11 月採取分)

<福島県政記者クラブ同時配布>

平成 30 年 1 月 12 日(金)
環境省 環境再生・資源循環局
環境再生事業担当参事官室
代表 03-3581-3351
参事官 神谷洋一
参事官補佐 野本卓也(内 7533)
担当 町村 輔(内 7539)

環境省では、除染特別地域等において、平成 24 年 12 月より、住民が飲用する沢水等のモニタリングを実施しています。
このたび、平成 29 年 11 月の測定結果を取りまとめましたので、公表します。

1. 調査概要

(1) 調査対象

福島県内の除染特別地域等のうち、要望があった8市町村(飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、田村市、浪江町、楡葉町、広野町)で住民が飲用する沢水等です。

(2) 調査内容

平成 29 年 11 月に 126 箇所(129 箇所)の沢水等を採取し、放射性物質濃度(放射性セシウム(Cs-134、Cs-137))の測定を実施しました。

* 全調査箇所(129 箇所)のうち3箇所(楡葉町)で濁水のため採取できませんでした。

2. 結果概要

上記調査箇所(126 箇所)で採取した126検体を検査したところ、すべての検体で不検出(検出下限値:1 Bq/L)でした。

<参考1>

- ・食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準(飲料水)(平成24年3月15日厚生労働省告示第130号)
放射性セシウム(Cs-134、Cs-137 合計):10Bq/L
- ・水道水中の放射性物質に係る目標値(水道施設の管理目標値)(平成 24 年3月5日付け健水発 0305 第1号厚生労働省健康局水道課長通知)
放射性セシウム(Cs-134、Cs-137 合計):10Bq/L

<参考2>



○採取箇所の例(大熊町)



○採取箇所の例(飯館村)

<参考3>

前回公表(平成29年9月15日)した沢水等モニタリング測定結果の概要

- ・平成29年8月における調査箇所は、131箇所。
- ・期間中に採取した128検体はすべて不検出(検出下限値:1Bq/L)。

3. その他

市町村ごとの測定結果については、環境省ホームページに掲載します。

(http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-mr.html)をご覧ください。